

大手電力による不適切事案に係る 対応の状況について

2023年12月26日

資源エネルギー庁

本日の議論

- 2023年8月8日の本小委員会において整理を行った、同年4月28日に経済産業大臣から行われた指示を踏まえた大手電力の不適切事案への対応について、その進捗を整理し、報告する。
- また、同年6月16日に閣議決定された規制改革実施計画において、大手電力の不適切事案等を踏まえた対応が指摘されている項目のうち、電気事業者の組織の在り方の検討に係るものについて、不適切事案への対応の状況も踏まえつつ、議論いただきたい。

(参考) 小売電気事業の健全な競争を実現するための対策の検討について

- 今般の不適切事案等を踏まえ、2023年4月28日に経済産業大臣から事務方に対して、小売電気事業の健全な競争を実現するための対策として、後掲の3項目について、検討の指示があった。

1. 一般送配電事業者が保有する非公開情報へのアクセス遮断を徹底する制度・仕組みの構築

- (1) 託送情報に係る情報システムの物理分割、アクセスログ確認の徹底
- (2) 内部統制の抜本的強化の仕組み、外部監視の仕組みの導入・強化
- (3) 更なる行政命令、罰則を含めた履行確保のための制度の構築

2. 内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築

- (1) 旧一般電気事業者の電源の内外無差別な卸取引を強化
- (2) (1) を通じた、短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築

3. 魅力的で安定的な料金、サービス等の選択を可能とする事業競争環境の整備

- (1) 料金、サービス、電源調達を巡るリスクなど、消費者の適切な選択を可能とする、既存制度の見直しと仕組みの構築
- (2) 各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る魅力的かつ安定的な小売電気事業者の創出

1. 一般送配電事業者が保有する非公開情報への アクセス遮断を徹底する制度・仕組みの構築

一般送配電事業者による非公開情報漏洩事案に関する制度的措置について

- 一般送配電事業者による非公開情報漏洩事案に関する制度的措置について、電力・ガス取引監視等委員会では、本年1月以降、制度設計専門会合において累次の議論が行われ、本年6月29日付で電力・ガス取引監視等委員会委員長より経済産業大臣に対する建議がなされたところ。
- これを踏まえ第64回電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日）において議論された対応の方向性に沿って、現在、**「電気事業法施行規則」及び「適正な電力取引についての指針」について、令和6年4月1日の施行を目指し改正作業を実施中。**

＜主な制度的措置等＞

（１）託送情報に係る情報システムの物理分割

- ✓ 新電力の顧客情報及び買取情報を含むシステムについて、ハードウェアレベルでの分割を実施。

※仮想化技術を用いたシステムの分割を行う場合、第三者がハードウェアを管理すること等によって、ハードウェアレベルでの分割と同視し得る状態であることが必要。

（２）内部統制の抜本強化（行為規制に新たに位置付け）

- ✓ 現行の体制整備義務の一環として、内部統制体制の構築を義務付け、アクセスログの確認や現行の内部統制体制に係る規制事項を保管・拡充等を図る。

（３）外部監視の仕組みの導入・強化

- ✓ 処分等の対象となった事業者の取組状況について、電力・ガス取引等監視委員会においてモニタリングを実施。また、業界団体を通じた外部視点による業界横断的な内部統制強化も検討。

（４）行為規制の対象行為の明確化

- ✓ 特定関係事業者が、一般送配電事業者がその業務上知り得た電気供給事業者や需要家に関する情報をはじめとする非公開情報をその業務において利用することを行為規制の対象として明確化。

(参考) 物理分割における論点① (具体的な物理分割の範囲①)

第84回制度設計専門会合(2023
年4月25日)資料4より抜粋

物理分割における論点① (具体的な物理分割の範囲①)

- 今回の情報漏えい事案で問題となった情報システムの共用状態の解消(物理分割)を図るにあたり、どのレベルの共用状態を解消するべきかが問題となる。
- 情報システムは、サーバやクライアント端末など、様々な機器が相互に接続しているが、解消すべき共用状態として①ソフトウェアレベル(データベース)の共用、②ハードウェアレベル(サーバ)の共用、③(社内)ネットワークレベルの共用などが考えられる。
- このうち、①ソフトウェアレベルの共用については、今回不備があったため、情報漏えい防止の観点から、速やかな解消が必要。
- さらに、②ハードウェアレベルの共用の解消を図ることで、情報漏えいのリスクは大幅に軽減されるものと考えられる。(ただし、本人認証はいずれにしても必要。)
- ③ネットワークレベルの共用の解消は、対象ハードウェアと他の機器群との間にファイアウォール等を置くものであり、ネットワーク機器の再構築や総務・一般管理系なども含めたシステム全体の見直しが必要となる。対応には長期間要するとともに、業務に支障が生じるリスクも高まる。

①ソフトウェアレベルの共用の解消



②ハードウェアレベルの共用の解消(物理分割)



③ネットワークレベルの共用の解消(物理分割)



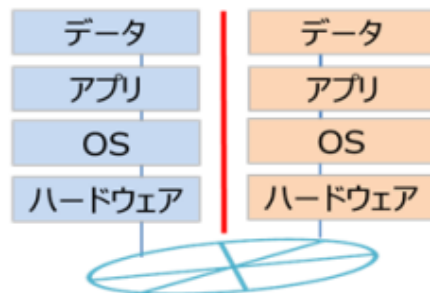
(参考) 物理分割における論点① (具体的な物理分割の範囲②)

第84回制度設計専門会合(2023
年4月25日) 資料4より抜粋

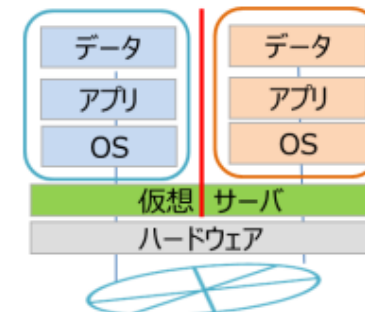
物理分割における論点① (具体的な物理分割の範囲②)

- データ管理の厳格性をより高める観点からは、最終的に、③ネットワークレベルの共用の解消を見据えての検討を開始することが望ましいものの、速やかな情報システムの共用の解消(物理分割)を目指す上では、②ハードウェアレベルの共用の解消を目指すことが妥当ではないか。
- なお、仮想化技術を活用することにより、②ハードウェアレベルの共用の解消(物理分割)と同様の効果を実現することができるのではないかと考えもあるが、仮想化したサーバの特権IDやハードウェアの管理などについて諸課題が存在するため、こうした課題の解決が必要。(特権IDなどの管理を一般送配電事業者が行うことが考えられるが、一般送配電事業者が管理する仮想サーバにみなし小売電気事業者専用のソフトウェアを搭載すること等について、差別的取扱い禁止義務との関係の整理などが必要。)

②ハードウェアレベルの共用の解消(物理分割)【再掲】



(参考) 仮想サーバによる分割

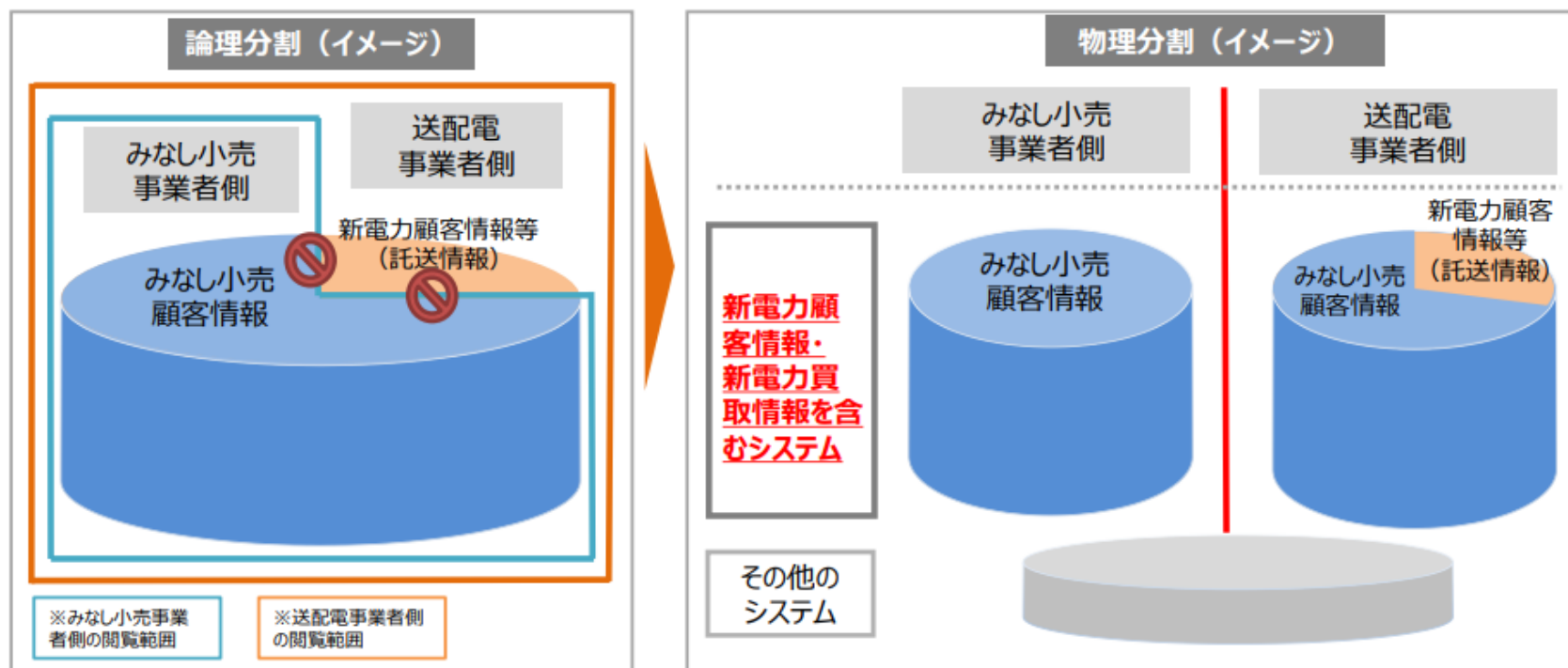


(参考) 物理分割における論点② (対象)

第84回制度設計専門会合（2023年4月25日）資料4より抜粋

物理分割における論点② (対象)

- 行為規制の遵守を徹底する観点から情報遮断の徹底を目的に実施を求めるシステムの物理分割については、電気事業法上、一般送配電事業者の禁止行為として、**他の電気供給事業者に関する情報及び電気の利用者に関する情報の目的外利用、提供を禁止**していること、また、実務上、システム障害など安定供給上の支障の発生を最大限抑えつつ、不備の早期解消に向けて優先順位の高いものから対応していくことの妥当性等に鑑み、**その対象を新電力顧客情報・新電力買取情報を保有し、かつ特定関係事業者と共用しているもの全て**、とすることが妥当ではないか。

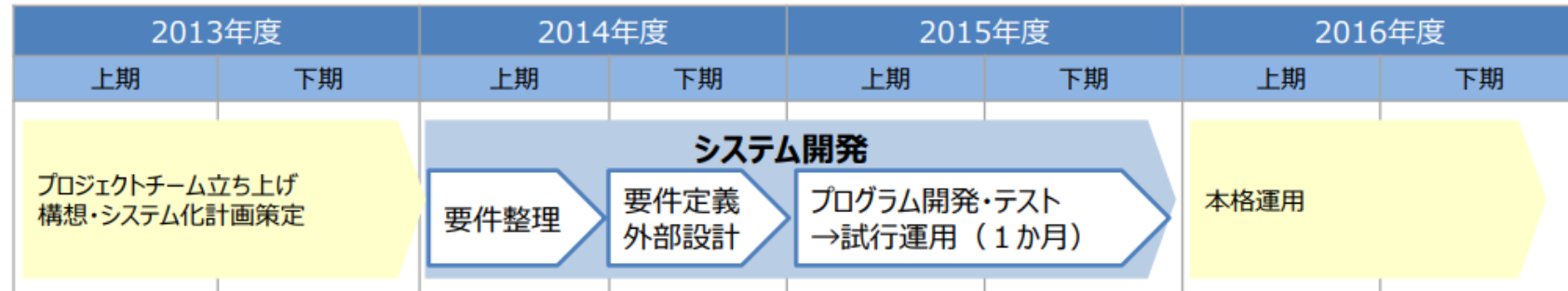


（参考）物理分割における論点（計画策定、工程）

物理分割における論点③（計画策定、工程）

- 物理分割完了予定時期を現時点で公表しているのは東京・中国・四国のみであるが、各社において、対象のシステム・完了予定時期等の具体的な工程を速やかに検討・公表し、システム改修に着手することが望ましい。
- その上で、3月31日に電力・ガス取引監視等委員会より経済産業大臣に対して業務改善命令を行うよう勧告を行い、同勧告を踏まえ4月17日に発出された業務改善命令では、「託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定）解消」としているところ、各社において、以下の事項等に対応しつつ託送情報に係る情報システムの共用状態を可及的速やかに解消するための工程を検討すべきではないか。
 - 運用開始後のシステム障害などで電気の使用者の利益を損なわないよう、適切なテスト体制を構築するとともに、テストに十分な期間を確保すること。
 - 災害対応時等の安定供給や、託送業務における顧客対応に支障が生じないような適切なシステムを構築すること。

（参考）四国電力送配電及び四国電力の例



※四国電力送配電及び四国電力においては、既に託送料金システム、ネットワーク契約管理システムの物理分割を行っているが、計画の策定から運用開始まで実績として約3年を要した。しかしながら、本格運用後に大きなシステム障害が発生。外部目線を入れた検証の結果、要件整理・テスト内容・テスト期間が不十分であったとの整理がされているところ。

（参考）各社の物理分割の方針について

各社の物理分割の方針について

- 前回会合において、データ管理の厳格性をより高める観点からは、最終的に、ネットワークレベルの共用の解消を見据えての検討を開始することが望ましいものの、速やかな情報システムの共用の解消（物理分割）を目指す上では、ハードウェアレベルの共用の解消を目指すことが妥当と整理したところ。
- 今回、5月12日付けで各社より提出された改善計画によると、情報システムの共用状態の解消（物理分割）方針として、ハードウェアレベルの共用の解消を目指す方向性を明記した事業者については、妥当な対応と考えられるのではないかと。一方、当該方針が具体的に明記されていない一部の事業者については、必要な対応が計画されているか、今後、事務局にて確認を行うこととしたい。

【各社から提出された物理分割の方針】

	方針
北海道	（原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済みの中、）システム間の関係があるものについて <u>2024年度上期中</u> に関係を停止。
東北	<u>ハードウェア分割</u> を基本として検討を進める。現時点の計画では <u>2029年1月運用開始</u> 。
東京	原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済み。
中部	<u>ハードウェアレベル</u> で当社用とミライズ用に分ける分割方式を採用。 <u>2028年1月運用開始</u> 。
北陸	<u>ハードウェアレベル</u> で分割。 <u>2028年3月にデータ削除等完了</u> 。
関西	関西電力と共用している情報システムや周辺機能を、 <u>関西電力独自の情報システムに移管</u> 。2027年5月に新システムの運用を開始し、 <u>2028年2月までにデータ移行を完了</u> 。
中国	論理分割のシステム（既に仮想化技術による分割を措置しているシステムを除く）について、 <u>2026年6月を目途に、ハードウェアレベルで共用を解消</u> 。
四国	既に仮想化技術による分割を措置しているシステムを含め、 <u>今後3年以内でのハードウェアレベルの物理分割への移行を目指す</u> 。
九州	（原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済みの中、）現在、論理分割となっている2システムの <u>物理分割※については、今後計画やスケジュールの詳細化を行い、2026年3月までに実施</u> 。※ <u>ソフトウェアレベルの共用の解消を含む。ハードウェアレベルの共用の解消は、仮想化技術に関する今後の議論結果を踏まえて適切に対応</u> 。
沖縄	<u>2030年度にかけて</u> 、営業システムの共用状態の解消に取り組んでいく。※ヒアリングの結果、システムの分割方法（ハードウェア、又は仮想）については、現在検討中。

（参考）各社の物理分割の方針（工期の妥当性①）

各社の物理分割の方針（工期の妥当性①）

- 物理分割を進めるにあたっての具体的な工期について、処分等においては「託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに（約3年以内を想定）解消」としているところ。
- 前回会合では、各社において、運用開始後のシステム障害等で電気の利用者の利益を損なわないように対応しつつ、託送情報に係る情報システムの共用状態を可及的速やかに解消するための工程を検討すべきと整理。
- これを踏まえ、各社より物理分割の計画が示されたが、約3年以内での実施は困難としている事業者が大半。

	開発着手時期	要件定義	設計	製造	テスト	データ移行等	物理分割完了時期
北海道	2021年12月【済】	4か月【済】	22か月			8か月	2024年9月
東北	2023年9月	12か月	47か月			5か月	2029年1月
東京	記載なし（原則、託送情報システムなどについて仮想化技術による分割を措置済み）						
中部	2023年10月	9か月	16か月	12か月	14か月	－	2028年1月
北陸	2023年10月	9か月	12か月	18か月		12か月	2028年3月
関西	2023年10月	6か月	37か月			10か月	2028年2月
中国	2023年7月	3か月	18か月		6か月	9か月	2026年6月
四国	詳細な記載なし（本年度中に各システムの移行時期・順序やハードウェア調達等に係る具体的な計画を検討すること）						今後3年以内
九州	詳細な記載なし（今後、「情報システム開発計画」の中に物理分割の計画を盛り込むこと）						2026年3月
沖縄	2024年3月	3段階に分け、それぞれのフェーズごとに開発（要件定義～テスト）を進めるとのこと					2030年度

※システムごとに物理分割計画のスケジュールが異なる場合、最も時間を要するスケジュールについて記載。

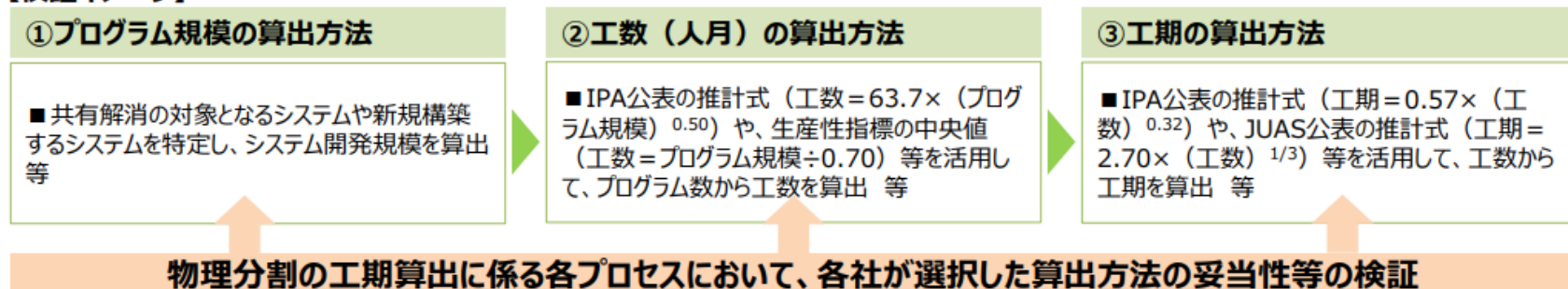
※東京、四国、九州については、サーバ仮想化技術を活用することによる分割を託送情報システムにおいて措置済み。

（参考）各社の物理分割の方針（工期の妥当性②）

各社の物理分割の方針（工期の妥当性②）

- 各社における物理分割に係る工期算出は、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）やJUAS（一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会）が公表しているデータ等を用いつつ、基本的には以下①～③の流れで算出している。
 - ① 物理分割の対象システムを特定・分析し、プログラム規模を算出
 - ② 算出したプログラム規模から工数（人月）を算出
 - ③ 算出した工数（人月）から工期（月数）を算出
- 一方で、各社において工期の算出方法に差異が認められ、過去実績を用いた類推法を用いている会社もあれば、IPA、JUASが公表しているプログラム開発工期の算出に係る推計式等を用いている会社もある。
- このため、今後、各社の算出方法の根拠とその妥当性について、事務局において検証を進めていくこととしたい。（具体的な工期算出方法が示されていない事業者については、具体的な内容を確認した上で、検証を実施）

【検証イメージ】



2. 内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築

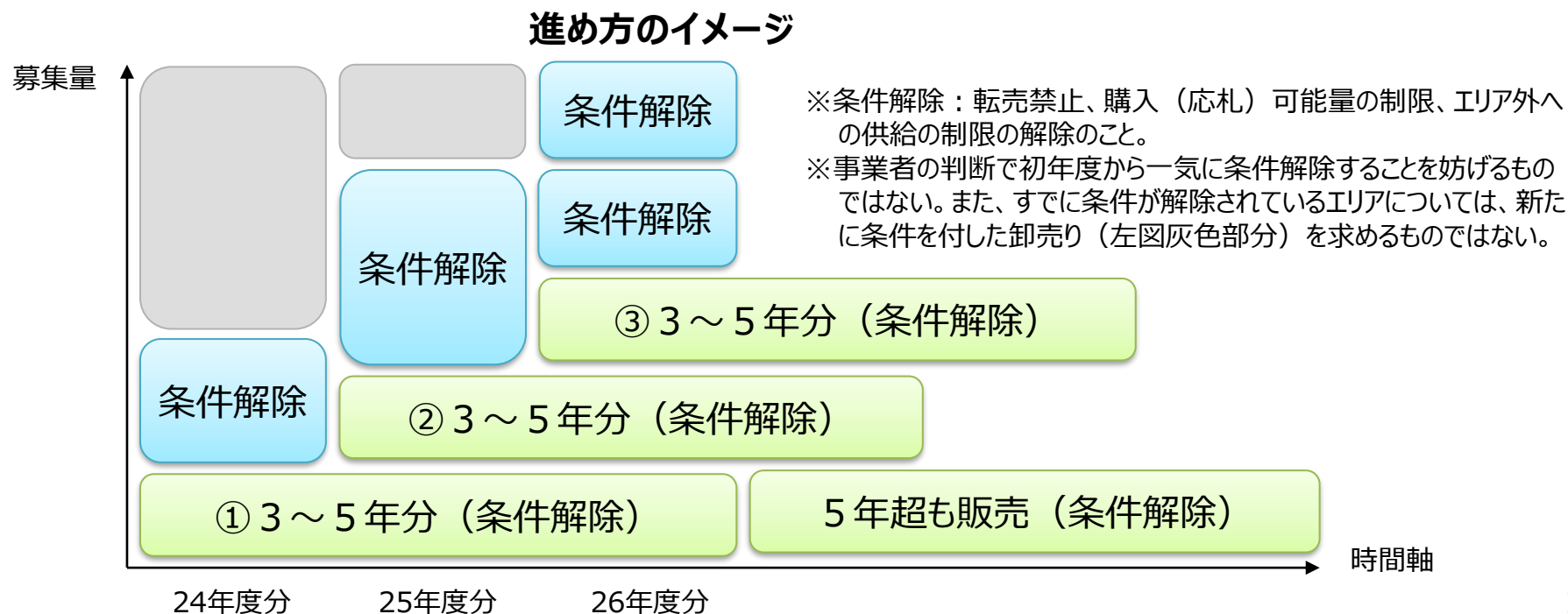
内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みの構築

- 2023年4月の大臣からの指示を踏まえ、内外無差別で安定的な電力取引を実現する仕組みを構築するために、本小委員会において議論を重ね、第64回小委員会（2023年8月8日）において、**卸売りの長期化や競争制限的な条件の解除（※1）を念頭に、旧一電各社の今後の卸売の方針を提示**した。
（※1）転売禁止、購入（応札）可能量の制限、エリア外への供給の制限の解除のこと。
- その後、旧一電各社において詳細な卸売り方法の検討がなされ、**2024年度以降の単年・長期の卸売メニューが順次公表される**など、卸売のプロセスが着々と進んでいる。
- この動向を踏まえ、監視等委において、長期の卸取引における内外無差別な卸売の評価方針が議論され、第91回制度設計専門会合（2023年11月27日）では、2024年度以降の卸売に関する中間的な報告・確認が実施された。**旧一電各社は供給力の太宗を供出する予定であり、社内・グループ内小売向けに供給力を事前に確保する事業者は確認されなかったことや競争制限的な条件の解除・緩和がなされていること等**が示された（※2）。今後、監視等委は、実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認も必要であることから、**交渉・契約が終わり次第、速やかに次回のフォローアップを行う予定（24年度上半期）**。
（※2）コミットメント以前の既契約がある事業者を除く。
- 旧一電各社の卸売公募に対して、実際に各小売電気事業者からどの程度の購入申し込みがあるかは、それぞれの事業者における事業戦略次第ではあるが、**これまでとは大きく異なる競争的・戦略的な市場環境となることが期待**される。
- なお、その他の取組として、民間事業者において、卸売情報をまとめた掲示板サービスの提供等も開始されている。

(参考) 長期卸の販売と条件解除の進め方 (段階的拡大)

第63回電力・ガス基本政策
策小委員会 (2023年6
月27日) 資料8より抜粋

- 今後、長期卸の販売・調達機会を拡大するに当たり、①当初から1回で超長期・全量販売すると、一部の特定事業者への長期ロックインが生ずる可能性があること、②買い手にとっても、複数回の取引機会がある方が、より戦略的・柔軟な調達行動が取れること、③監視委によるフォローアップ含め取引方法・内容の改良機会があることが望ましいこと、④ある程度の激変緩和が必要であること、等を考慮し、まず3～5年程度の長期卸を、1/3ずつ売出・取引機会を3回程度に分けて行うことで全量に達することが、妥当ではないか。
- この際、先述の諸条件の解除についても、この各回の卸売ごとに解除していくこととしてはどうか（長期卸の残余分も、少なくとも取引機会を2回以上に分け、少なくとも初年度は1/3以上は条件解除）。
- 上記の考え方から、下図を軸となるイメージとしつつ、各社ごとの前提条件やニーズの違いに応じて、販売タイミング、供給開始タイミング、量や期間の設定、販売方法等については、内外無差別を前提とした合理的な範囲かつ競争阻害的にならない形で、ある程度のバリエーション、柔軟性があることは妥当ではないか。



(参考) 旧一般電気事業者における内外無差別の卸売りの状況 (1 / 2)

第91回制度設計専門会合(2023年11月27日)資料8より抜粋

事業者		全供給力に占める 卸売予定量の割合	社内・グループ内小売向け 確保分の有無	単年/長期卸の配分及び 設定に当たっての考え方
北海道		24年度の卸販売募集量として、自社供給力全体の<u>9割以上</u>の卸売を予定	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	24年度販売予定量のうち、<u>約35億kWhを長期卸に配分</u> - 長期卸の販売量の見込みがつかないことから、<u>大宗を占める自社小売の最小需要kWを勘案し、販売量(3年分累計)を暫定的に見積もり、本年度の配分割合を設定</u>
東北		24年度の卸販売割当量として、全供給力の<u>約9割</u>の卸売を予定(販売kWが最大となる冬季を想定)	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	24年度販売予定量のうち、長期卸への配分は<u>数%程度</u>となる予定 <u>電源停止・燃料途絶・物価変動のリスク等を勘案し、26年度に販売量の5-10%を販売することを想定</u>
東京電力 グループ	東電EP	24年度に供給を受ける全電力量のうち、<u>約5%程度</u>の卸売を予定	ー(発電分離の小売業者として、自社販売分の余剰分を卸売に充当)	調達環境及び小売供給量が見通せないため、<u>長期卸は実施せず</u>
	東電HD・RP	<u>募集に向けて準備中</u> - 純揚水を活用した卸標準メニュー外の電力預かりサービスを検討しているが、販売の有無及びポートフォリオについては<u>検討中</u>	東電EPとのコミットメント以前の既契約を維持(販売予定分については、東電EPとの一部契約変更協議を予定)	- 原子力発電所の稼働状況が見通せず、供給力が確保できないリスクがあるため、<u>単年卸のみを提供</u> - 純揚水を活用した卸標準メニュー外の単年卸を別途検討中
中部電力 グループ	中電ミライズ	供給力確保の問題から、<u>販売可否を含めて現状では未定</u>	ー(発電分離の小売業者として、自社販売分の余剰分を卸売に充当)	<u>販売可否を含めて現状では未定</u>
	中電HD	24年度の卸販売募集量として、全供給量の<u>約10%</u>の卸売を予定	全量を長期PPAを通じて中電ミライズに販売(卸売予定分については、購入希望条件を踏まえ、中電ミライズとの契約変更協議を予定)	25年以降については、契約変更に必要な協議が整っていないため、<u>長期卸は実施せず</u>

(参考) 旧一般電気事業者における内外無差別の卸売りの状況 (2 / 2)

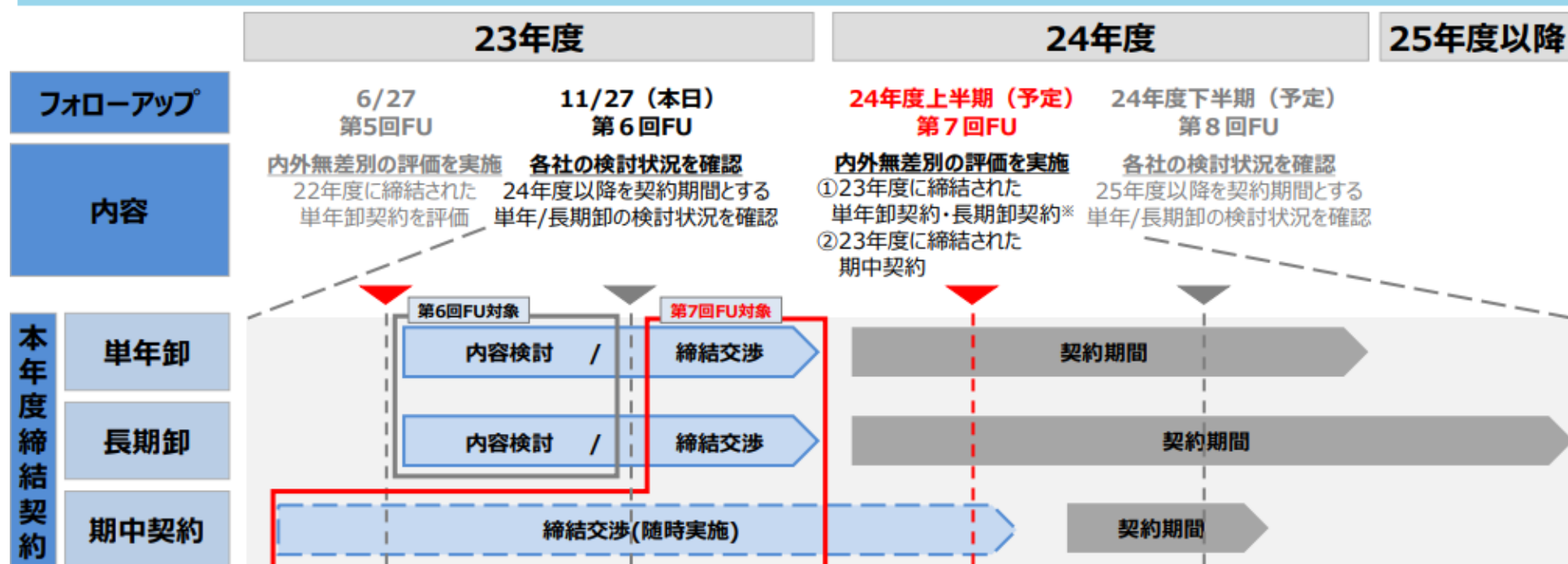
第91回制度設計専門会合(2023年11月27日)資料8より抜粋

事業者	全供給力に占める 卸売予定量の割合	社内・グループ内小売向け 確保分の有無	単年/長期卸の配分割合及び 設定に当たっての考え方
JERA	グループ会社(JERAパワートレーディング)含め、全供給力のうち、<u>約1割</u>の卸売を予定	東電EP・中電ミライズとの既契約分を控除	24年度分は、単年卸が1割、長期卸(既契約分)が9割程度 - 既契約の一部が満了する26年度以降は、全体の約45~60%を長期卸として販売予定
北陸	全供給力のうち、約9割の卸売を予定	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	本年度は長期卸分として数%程度を販売し、26年度には、約5~10%に拡大予定(燃料調達に当たり長期契約を締結しているLNG電源の構成率と紐付けて設定)
関西	全供給力のうち、電源脱落のリスク等を考慮した上でほぼ全量(割合は検討中)を卸売(常時B Uやベースロード市場への供出を含む)する方向で検討中	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	単年/長期卸の配分割合については検討中(単年卸の販売量を精査中)
中国	24年度の卸販売募集量として、全発電計画量の<u>9割以上</u>の卸売を予定	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	24年度販売予定の<u>約2割を長期卸に配分</u> 向こう3年間で販売予定量の3~5割を複数年卸とすることを前提に本年度の配分割合を設定
四国	24年度の卸販売募集量として、供給予定量の<u>約5割</u>の卸売を予定(別途、<u>約2割</u>を停止リスク/スポット市場販売用に確保)	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u> ※第86回制度設計専門会合で社内小売向けの確保分に該当しないと整理された火力電源入札における約定分が存在(全供給力の<u>約2割</u>)	- 本年度は長期卸分として、15%~20%程度を販売予定、今後3年間かけて、供給予定量の50%~60%程度に拡大予定 - 固定費を長期に安定的に回収するために最低半分以上の売り先を長期卸に配分予定
九州	供給力から常時BUやBL約定想定量を控除した全量(全供給力の9割以上を予定)の卸売を予定	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	- 本年度は長期卸分として約100万kWを販売 - 今後3年で、端境期における最小稼働量の約5割に当たる300万kWを長期卸に配分し、残りを単年卸に配分予定
沖縄	全供給力のほぼ全量(送配電への調整力供出分を除く)の卸売を予定	社内・グループ内小売向けの確保分は<u>無し</u>	20万kW(最大販売量予定量の1/3程度)を長期卸に配分予定 - 他は単年度卸として受付予定

(参考) 内外無差別フォローアップの今後の進め方 (案)

第91回制度設計専門会合（2023年11月27日）資料8より抜粋

- 来年度に向けた取組が公表されていない事業者については、早急に方針を示すよう促すとともに、内外無差別性の評価に当たっては、実際にどのように卸売が行われたか等、事後的に確認を行うことも必要であることから、交渉・契約が終わり次第、速やかに次回のフォローアップを行いたい。
- このため、次回のフォローアップは 24年度上半期に実施 することとしたい。その際、直近の契約締結プロセスの内外無差別性を確認し、担保されていない場合は早急に状況を改善させることを目的とすることから、①23年度に締結された、24年度以降を契約期間とする単年/長期卸及び②23年度に締結された期中契約の評価を中心に行うこととしたい。



(参考) 卸売情報を纏めた掲示板サービス

- 民間事業者において、卸売情報を纏めた掲示板サービスの提供も開始。旧一電各社の長期卸・単年度卸の販売情報がまとめて掲載されている。

掲示板サービスの例（株式会社enechain）



卸売情報 (各社一覧)

旧一般電気事業者による長期卸, 単年度卸の販売情報をまとめています

長期卸 (長期PPA)							
売主	販売方式	販売スケジュール	受給期間	時間帯	エリア	料金体系	詳細
JERA	入札方式	事前審査申込期限: 9/28 17:00	開始時期:2026年4月 石炭火力:4~6年間 ガス火力:4~10年間	ベース、ミドル	東京、中部	2部料金、燃調付	詳細 →
関西電力	価格提示	参加表明受付: 9/15~10/6 申し込み受付: 10/6~10/11	2024年4月~2029年3月	ベース、ミドル	関西	2部料金、燃調付	詳細 →
関西電力	価格提示	参加表明受付: 9/15~10/6 申し込み受付: 10/17~10/23	2024年4月~2027年3月	ベース、ミドル	関西	2部料金、燃調付	詳細 →

3.魅力的で安定的な料金、サービス等の選択を可能とする事業競争環境の整備

小売電気事業者等の需要家に対する説明・事前書面交付義務の在り方①

- 自由化の進展により需要家に対して多様な料金メニューが提供される中、一部の小売電気事業者においては、市場価格の変動リスクを需要家に転嫁する市場連動型の料金メニューを導入する動きがある。これにより、電気料金の水準は、必ずしも画一的かつ安定的ではなく、電気を供給する事業者やその事業環境により変動性が大きくなりつつある。
- 他方で、電気は、国民生活、企業の生産活動等に不可欠なものであり、その料金の変動が与える影響の大きさに鑑みれば、その変動性について、適切な説明や分かりやすい情報提供がなされる必要がある。
- これまでの議論を踏まえ、同様に令和 6 年度の施行を目指し、小売電気事業者等に求める説明義務として以下の内容を追加する電気事業法施行規則の改正作業を実施中。
 - ① 燃料又は電力の取引価格に係る変動により小売供給に係る料金が変動する場合にあっては、その旨並びに当該小売供給に係る料金の変動の額の算出方法及び上限の有無を説明しなければならないこと。
 - ② 説明は、小売供給を受けようとする者の知識、経験及び当該小売供給契約を締結する目的に照らして、当該小売供給を受けようとする者に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならないこと。
 - ③ 事前交付書面には、日本産業規格 Z 8 3 0 5 に規定する8 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い、小売供給を受けようとする者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要な事項にあっては、枠の中に 1 2 ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて、明瞭かつ正確に記載しなければならないこと。

小売電気事業者等の需要家に対する説明・事前書面交付義務の在り方②

- 加えて、より具体的な説明内容や表記の在り方について、「電力の小売営業に関する指針（小売GL）」に「問題となる行為」や「望ましい行為」等として位置付ける改正作業を実施中。
 - ① 小売料金が燃料や電力の取引価格により変動する場合の説明内容
 - ・【望ましい行為】燃料や電力の取引価格の変動を料金に反映するための料金の算出方法や算出に用いる係数の考え方など、燃料や電力の取引価格の変動と当該小売供給に係る料金の変動との関係について、グラフ等を用いて分かりやすく説明すること。 等
 - ② 小売電気事業者等が需要家に契約内容を説明するに当たっての説明方法及び程度
 - ・【望ましい行為】高齢者や十分な判断能力を欠く懸念がある需要家に対して説明するときは、専用の資料を用意するなどした上で、需要家の理解の程度に応じてより丁寧かつ詳細な説明を行うとともに、必要な説明を行ったことを確認すること。 等
 - ③ 事前交付書面の記載方法
 - ・【「特に重要な事項」の例】料金（算出方法を含む）、料金の変動する旨（上限がある場合は上限）、違約金
 - ・【望ましい例】特に重要な事項について、赤色を用いて表現するなど、読みやすく記載すること。
 - ・【望ましい例】市場連動型料金メニューについては、電力の取引価格に係る変動により小売供給に係る料金の変動するリスクを理解したことについて、需要家にチェックやサインを求めるなどの工夫をすること。

需要家に対する事業者からの情報提供の在り方

- 需要家が、多様化する事業者や料金メニューの特性、メリット・デメリットを適切に理解できるよう、国・事業者それぞれが、分かりやすい情報提供に取り組むことが重要。
- 事業者から需要家への適切な情報提供の観点から望ましい行為として、小売GLに以下を位置付ける改正作業を実施中。
 - ・ 先般、新電力である等と詐称し、電気料金を不正に取得する事案が発生したことを踏まえ、小売電気事業者についての認知度を高め、需要家がこうした事件に巻き込まれるリスクを低下させるため、小売電気事業者が、自己のホームページのトップ画面等需要家が認識しやすい箇所に、資源エネルギー庁が公表している小売電気事業者の一覧へのリンクを掲載すること。
 - ・ 市場連動型料金メニューの電気料金単価や、燃料費調整単価の推移に関し情報提供をすること。これらの情報をホームページにおいて提供する場合には、トップ画面から情報提供を行うページにワンクリックでアクセスできるようにすること。
 - ・ 需要家から要望があった場合には、合理的な範囲で、価格変動がある電源を調達する場合の調達コスト変動への対応方針・取組（リスクヘッジ割合等の定量的な情報を含む。）、当該小売電気事業者が運営又は所属する需要バランシンググループに関する情報（需給管理の実施者、インバランス料金の負担者等の情報を含む。）を提供すること。
 - ・ 需要家への情報提供に当たっては、その内容の分かりやすさに留意することに加え、例えば、視覚に障害のある者に対して音声による情報提供が可能となるようホームページを音声読み上げソフトに対応させるなど、情報通信技術を活用し、障害者が利用しやすい方法で行うこと。

需要家に対する国からの情報提供の在り方

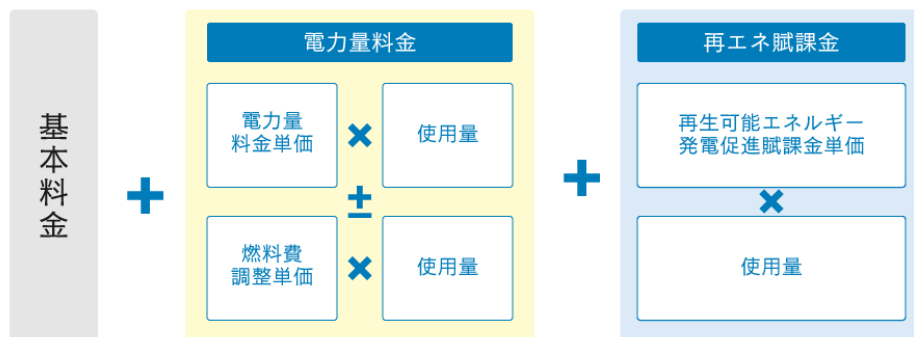
- 需要家のニーズを踏まえた情報提供の拡充について更なる検討を行い、電気料金の仕組みや料金メニューの一例、燃料調整費制度等について、資源エネルギー庁のWebサイトを更新。



料金の仕組みと 料金メニュー例のご紹介

電気料金の仕組み

月々の電気料金は下の図のように、契約容量で決まる基本料金＋使用電力量に応じた電力量料金＋再エネ賦課金という構成が一般的な例です。



多様な料金メニュー

小売電気事業者が提供する料金メニューは非常に多岐にわたるものとなっています。

燃調や市場価格に応じて 料金調整が行われるプラン

燃調上限が設定されていたり、一定の変動幅（非調整バンド）を設けている場合などに細分化される



※燃料価格や市場連動価格の高騰時に、料金が高騰するおそれがありますので、契約内容をよくご確認ください。

完全定額料金プラン

従量料金が存在せず固定料金のみ存在するメニュー



完全従量料金プラン

基本料金を0円とした、完全従量制のメニュー



再エネ特化型プラン

再生可能エネルギーを100%提供するメニュー



※以上はあくまでも料金メニューの一例です。その他「EV向け割引」や「節電割引」など、一定の条件で電気料金を割り引きするメニューも存在。

魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大に向けた取組状況

- 2016年の小売全面自由化以降、需要家のニーズを踏まえた料金メニューが拡充。
- さらに、電気があらゆる国民生活や企業の活動に欠くことのできないものであることを踏まえれば、小売電気事業者により提供される料金メニューやサービスも、再生可能エネルギーの最大限の導入に向けた需要シフトなど、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた社会課題の解決に資するものであることが社会的に求められると考えられる。
- 旧一般電気事業者を含む小売電気事業者には、こうした社会的要請も踏まえた上で、料金メニューの拡充や新たなサービスを提供し、社会の変容を促していくことが期待される。
- こうした取組を促進するため、内外無差別の卸売の促進等、小売電気事業者が電源が確保できる環境整備や自由料金メニューの消費者への説明に関する制度整備等に取り組んでいく。

□ 需要家のニーズ（再エネ利用、需要シフト（DR活用）等）を踏まえた料金メニューの例

水力・地熱特化型

- ・FIT制度を利用していない水力や地熱発電所の電気100%を提供する料金メニュー。

節電割引

- ・夏季及び冬季において、小売事業者があらかじめ指定する最も需要が多い時間帯の節電実施状況に応じて電気料金を割引く料金メニュー。

再エネ余剰電力有効活用型

- ・再エネが余剰となる春秋の昼間を安く、朝夕には高くし、需要シフトを促す料金メニュー（各社で検討中）。

動画配信サービスとの連携

- ・電気と動画配信サービスをセットで提供したり、電力会社が年会費相当額を負担したりする料金メニュー。

規制改革実施計画の実施事項に係る対応方針 (電気事業者の組織の在り方の検討について)

規制改革実施計画（令和 5 年 6 月 1 6 日閣議決定）

- 令和 5 年 3 月、4 月に開催された再エネTFにおける委員提言を受け、規制改革実施計画において一連の不適切事案を踏まえた記載が盛り込まれた。
- その中で、所有権分離、発販分離といった**電気事業者の組織の在り方**に直接関わる事項も含まれている。

事項名	規制改革の内容	実施時期
電気事業者の組織の在り方の検討	経済産業省は、電気事業者の組織の在り方について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえつつ、2013年の電力システム改革報告書に基づき、次のような点について引き続き検討する。 a 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含めて検討する。 b 電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。 c 小売電気事業の健全な競争を実現するため、各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備について検討する。	令和 5 年度を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置

規制改革実施計画における所有権分離に関する指摘への考え方

- 規制改革実施計画においては、電気事業者の組織の在り方について、新電力の顧客情報の情報漏洩・不正閲覧事案やカルテル事案等を踏まえつつ、2013年の電力システム改革報告書に基づき、「a 旧一般電気事業者の送配電部門の所有権分離についてその必要性や妥当性、長所・短所を含めて検討する。」とされている。
- まず、規制改革実施計画における指摘も踏まえ、所有権分離に関してこれまで本委員会において議論をいただいたところ、所有権分離は、今般の不適切事案に対する直接的な解決策にはならない等の指摘がなされており、不適切事案への対応としての必要性、妥当性は認められないと考えられる。
- その上で、電力システム改革専門委員会の検討では、送配電部門の中立性の確保の在り方について、送配電部門の独立性の明確さ等の様々な観点を踏まえた検討がなされており、その報告書において「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする。」と整理されていることも踏まえれば、引き続き、その必要性について様々な角度から検討することが必要ではないか。
- 具体的には、今般の一連の不適切事案等に係る対応の状況等を踏まえつつ、今後実施する電力システム改革に係る検証の中で、有識者等の御意見も伺いながら、同報告書の趣旨や発送電分離以降の電気事業全体をとりまく環境変化等を踏まえ、包括的に検討することとしてはどうか。

（参考）第61回小委員会（2023年4月27日）の意見概要（所有権分離関連）

○村松委員：一般送配電事業の在り方ということで、外的な規律の話を挙げていただいた後に、最後、これだけの、今までの過去の送配電事業者の方々の取組というのをまとめていただいて、最後に所有権分離というところで今後検討していくというふうにお示しいただきました、57 ページでしょうか。こちら、所有権分離という話については、拙速に結論を出すのではなくて、きちんと検討した上でということだと思います。中立性を高めるために、その方策の一つとして所有権分離というのがあるのは認識しておりますけれども、数ある対策の中で、これが最も効果の高い手段となるのか。通常、いろいろな対策がある中では、効果がなくてかつデメリットやコストの少ない手段から、しかも即効性のあるものから選んで実行するというのが一般的な対応だと思います。ですので、数ある施策の中で、これを行うことでの効果と、派生して生じるデメリットですね。これを的確に検討した上で、最終的な対応策に落とし込んでいくことになると思います。また、所有権分離の話をするときには、やはり分離した後の姿というのが、今の時点では議論に挙がってきていないと思いますので、ただ分けるという話ではなくて、その後の姿まで考えて、今の問題点を解決した優れた制度になるのかという点で、十分な検討が必要だと思っております。

○岩船委員：一般送配電事業の在り方ということで、最後のところに所有権分離の話が出ました。カルテルですとか情報漏えい、本当に今回様々な不祥事によって電力会社への信頼が毀損されたのは残念ですし、そこは厳しく対応していくべきだと思います。情報漏えいに関しましては、今、物理的なシステム分割を行う、これもかなりコストのかかることではあるんですけども、ここに取り組んでいくということになっているかと思えます。という上で、さらに、じゃあ所有権分離ということ、意見があるのは理解できるんですけども、57 ページにまとめられていますように、財産権の問題もありますし、本当にその効果というのがどんなものなのかというのは、やっぱり立ち止まって考える必要があると思います。もちろん中立性が確保できるというのは理解できるんですけども、燃料費が戦争によって大きく上がったり、カーボンニュートラル対策もしていかなければいけないと。電力業界を取り巻く環境というのは、今、非常に厳しい中で、そこで大きな体制変更というのは、またさらにお金がかかるわけです。かつ、もし所有権分離されたとして、中立的な立場から一つ離れる発電や小売部門というのは、もっと経営的な観点から、例えば、非効率な電源はさっさとやめるとか、あとは、小売は赤字だから切り離すとか、そういうようなことが起こって、需要家サービスも落ちる可能性だってあるわけです。中立性が確保できても、電気事業自体が傷んで、持続可能でなくなる可能性もあると私は思います。電力事業は非常に公益性が高いものですので、その辺りは慎重をお願いしたいと思います。

（参考）第61回小委員会（2023年4月27日）の意見概要（所有権分離関連）

○松村委員：同じ資料のスライド 57 なのですが、所有権分離のところです。この議論、今回の情報漏えいというものに対応するものとして、所有権分離というのは適切ではないのではないか。今回の不祥事に対応してやる所有権分離を強行するのは拙速ではないかという意見については、かなりの説得力があったと思います。私自身も似たようなことを言ってきたと思います。所有権分離は、とても重要なオプションであるのは間違いないので、これはちゃんと検討していくこと自体は重要だと思いますが、今回の不祥事対応に関しては、即効性という面から見ても、あるいは直接性ということから見ても、適切ではないという整理には説得力があると思います。

○秋元委員：カルテル、情報漏えい、不正問題と、今回の所有権分離、最後にある話は、ちょっと直接的な関係はないというふうに思いますし、全くないとは言いませんけれども、かなり薄い問題であって、所有権分離自体のメリットもあるわけではございますが、デメリットが大きい部分がございますので、今回の事案から直接的に議論を派生して、拙速な議論にならないようにしていただきたいというふうに思います。

(参考) 第64回小委員会 (2023年8月8日) 意見概要 (所有権分離関連)

○大石委員：所有権分離に関して、これまで指摘された論点ということで記載がありますが、これまでも、今回の不祥事に関して、災害対応に関するご意見が出ておりました。災害対応のことを考えれば、このように見えてしまう可能性もあるかもしれない、というご意見だったと思います。所有権分離に関しては、これが必要か、分離すること自体に問題があるかなんかは別にして、電力自由化がこれだけ進んでいる中で、所有権分離をすると、グループ一体で実現している迅速な災害対応力が低下するおそれがある、と書かれているのは、これはちょっと問題ではないでしょうか。自由化により多くの小売事業が入ってきて、実際に契約している消費者が増えている中で、グループ一体である、なしにかかわらず、消費者からしてみれば、迅速な災害対応というのは、当然ながら全ての小売事業者、電力業界全体で関わっていただきたいと思っています。所有権分離をすると迅速な災害対応が低下するというのは、言い訳としか思えませんし、そうであっては困るわけです。消費者から見ると、自由化を進めている中で大変違和感を覚えましたので、発言いたしました。

○村松委員：所有権分離の議論が挙げられておりますが、こちらについては、以前、小委でも申し上げましたとおり、所有権分離を進めることは事案の解決策にはならないので、ここですべき議論とは考えておりません。ただ、一方で、所有権分離を求めると主張される方々との意見の隔たりというのが依然としてあるのだと思いますので、そのギャップを埋める検討でしょうか、これが必要なのではないかと思います。所有権分離をしなくても、グループの中で事業をそれぞれで分けて、適切に行為規制を守ることができること、アイデンティティーの分離が可能であるということをきちんと示していく必要があると考えております。

○松村委員：全く同じことを以前にも言いましたが、もう一回言わなければいけないことをとても残念に思っています。資料6のスライド19で、上の二つのポチに書かれていることは、全くもつともだだと思います。この事案に対応して所有権分離は、直接の関連について相当に疑問があるし、慎重に考えるべきだという結論はもつともだと思う。それ以外の点に関しては、所有権分離に関して、これまで指摘された論点、これまで指摘された論点だから、こういう妙なことを言った人がいるというのは事実なので、間違っているとは言わないけれど、あまりにも無責任なのではないかと思います。

○大橋委員：発販分離も所有権分離も同様ですけれども、形式上の解決策に見える手段が実態としてどのような影響を持ち得るのかということについての実証的な議論がこれらの課題を検討する段階が来れば必要なのかなというふうに思っています。

(参考) 本委員会での一般送配電事業の在り方に関する議論の状況

- 本委員会では、これまで所有権分離について、中立性を高めるためメリットがあるという考え方やその課題など、長所・短所を含めて議論を行い、御意見をいただいた。

今後の一般送配電事業の在り方

第61回電力・ガス基本政策小委員会
(2023年4月) 資料4

- ①安定供給の確保、②電気料金の最大限の抑制、③需要家の選択肢の拡大や事業者の事業機会の拡大を目指す電力システム改革の下、一般送配電事業者においては、ネットワーク利用の公平性の確保や広域的な電力供給システムの構築、安定供給確保に向けた災害等への迅速な対応に取り組んできた。
- その結果、再エネの導入拡大や安定的かつ効率的な電力供給に重要な役割を果たすとともに、近年の相次ぐ自然災害に対して迅速な対応が図られてきた。
- こうした中で、今般明らかになった一般送配電事業者による一連の不正事案は、電力システム改革の趣旨を著しく損なうものであり、厳しく対応する必要がある。具体的には、再発防止に向けて、一般送配電事業者における顧客情報管理の適正化や実効性確保のメカニズム導入を、小売電気事業者の競争促進策とあわせて、速やかに進めていくことが求められる。
- なお、一般送配電事業者の中立性を高めるため、所有権分離を行うべきという意見もあるが、今回の一連の事案への対応として所有権分離を行うことの必要性については、目的と効果を比較衡量しつつ、慎重に考える必要がある。
- また、所有権分離については、その課題として、これまで次のような点が指摘されている。
 - ① 所有権分離により、実際に株式価値の毀損などが発生した場合、これが、憲法第29条で保障される財産権の侵害に当たる可能性も否定できないこと
 - ② グループ一体で実現している迅速な災害対応力が低下するおそれがあること
 - ③ 電気の安定供給を確保するために必要なグループ一体としての資金調達に支障が生ずるおそれがあること

(参考) 送配電部門の中立性の確保の在り方に関する検討視座

- 送配電部門の中立性の確保の在り方については、電力システム改革専門委員会報告書（2013年2月）において、**会計分離の方式は改革後の中立策として不十分**であり、**法的分離又は機能分離送配電分離の一層の中立性を図ることが必要**とされた。その際、所有権分離については「中立性を実現する最もわかりやすい形態として所有権分離があり得るが、これについては改革の効果を見極め、それが不十分な場合の将来的検討課題とする。」と整理されている。
- 上記の検討に当たっては、下記の(1)～(9)の観点を踏まえた検討がなされている。

電力システム改革専門委員会報告書 IV. 送配電の広域化・中立化 3(1)～(9)

- (1) 送配電部門の独立性の明確さ
- (2) 運用・指令機能を担う部門との資本関係の有無
- (3) 送配電業務の分断による安定供給への影響
- (4) 中立性確保状況の監督と、中立性確保策の柔軟性
- (5) 広域系統運用
- (6) 送配電部門に対する利害の遮断と、送配電への投資の確保
- (7) 制度移行に伴うコストと機関
- (8) 資金調達への懸念
- (9) 詳細制度設計への技術の動向など、各種要素の考慮

規制改革実施計画における発販分離・会計分離及び競争的な小売電気事業者の創出に関する指摘への考え方

- 規制改革実施計画においては、「b 電気事業者の発電部門と小売部門の組織の在り方に関し、発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、検討する。」とされている。これは一部の大手電力会社によるカルテル事案を踏まえ、小売電気事業の競争活性化を念頭に置かれたものであると考えられる。また、「c 小売電気事業の健全な競争を実現するため、各エリアにおいて新たな有力選択肢となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備について検討する。」ともされているところ。
- 14頁に記載のとおり、小売電気事業の健全な競争を実現するという観点からは、これまで本小委員会においても継続的に競争活性化策について議論がなされ、第64回小委員会（2023年8月8日）において、**卸売りの長期化や競争制限的な条件の解除（※1）を念頭に、旧一電各社の今後の卸売の方針を提示した。**
（※1）転売禁止、購入（応札）可能量の制限、エリア外への供給の制限の解除のこと。
- その後、旧一電各社において詳細な卸売り方法の検討がなされ、第91回制度設計専門会合（2023年11月27日）において、取組の中間報告がなされ、**旧一電各社は供給力の太宗を供出する予定であり、社内・グループ内小売向けに供給力を事前に確保する事業者は確認されなかったことや競争制限的な条件の解除・緩和がなされていること等が示された（※2）。**実際に各小売電気事業者からどの程度の購入申し込みがあるかは、それぞれの事業者における事業戦略次第ではあるが、**これまでとは大きく異なる競争的・戦略的な市場環境となることが期待される。**
（※2）コミットメント以前の既契約がある事業者を除く。

規制改革実施計画における発販分離・会計分離及び競争的な小売電気事業者の創出に関する指摘への考え方（続き）

- その上で、発販分離・会計分離については、規制改革実施計画における「発販分離及び会計分離については、各事業者の事業戦略に基づき選択可能であるという前提の上で、」という記載があることも踏まえ、各電気事業者（旧一電に限定せず、新電力も含む、全電気事業者）の判断として、事業戦略上必要であれば自由に選択可能という整理とし、今後の小売電気事業の活性化の観点からは、これまでの小委の議論も踏まえ、内外無差別な卸売を前提に長期も含めたポートフォリオの構築を行うことができるかを重視し、各社の卸売を促進・モニタリングしていくことに注力することが適切と考えられる。
- また、規制改革実施計画において指摘されている「各エリアにおいて新たな有力な選択肢となり得る小売電気事業者の創出のための環境整備」については、過去の本小委員会においても、「長期を見据えて安定的に事業展開を行う小売電気事業者を増やすには、短期的な電源調達でなく、長期的な取引も含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築が小売電気事業者にとって求められるのではないか。」といった議論を行ってきたところ。先述のとおり、一連の議論も踏まえて、長期卸が実際に行われている。加えて、エリア外への供給制限の解除等を通じて、小売電気事業者の電気の調達先の選択肢も増えているものと思われる。有力な小売電気事業者創出の観点からは、こういった卸売り環境の変化の動向に加え、小売電気事業者のシェア等を定期的に確認しつつ、小売電気事業の競争環境に注視していくことが適切と考えられる。
- これらの取組の状況については、必要に応じ、これから実施する電力システム改革の検証の機会等も活用して、フォローアップしていくこととしたい。

(参考) 発販分離に関連してこれまで本小委員会で提示した資料

第64回電力・ガス基本政策小委員会（2023年8月8日）資料7より抜粋

- 本日の小委では、前ページまでのとおり、各社の卸売の方針について、提示・報告を行った。今後、より具体的な募集情報などが各社から提示されることになるが、旧一般電気事業者のみならず、他の発電事業者や小売電気事業者（新電力）においても、**こういった応募情報をよく確認し、長期と短期をうまく組み合わせた安定的・競争的な販売・調達ポートフォリオを構築することが肝要ではないか**。次回以降の小委員会においても、必要に応じ、各社の卸売の進捗を御紹介したい。
- また、ばらつきはあるものの、各社概ね3～5年程度の期間で段階的に販売する形を取っている。一方、過去のアンケート（※）の結果を踏まえると、発電事業者・小売電気事業者双方において、一定程度は10年以上の契約を希望していたり、小売電気事業者においても電源の保有等の希望がうかがえるところ。本資料で示した各社の卸売の動向も踏まえつつ、**今後も引き続きより長期の卸のあり方も含め、議論が必要か**。

（※）2023年2月14日から同年3月17日に実施した「競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためのアンケート調査」のこと（アンケート内容や結果は第62回小委員会（2023年5月30日）の資料5-1、5-2を参照）。

- なお、一連の不正事案を受け、発販分離をすべきではないかという指摘もあるが、小売電気事業の競争環境整備のために重要なことは、これまで議論してきた通り、内外無差別な卸売を前提に長期も含めたポートフォリオの構築を行うことができるかであり、まずは、**前ページまでの各社の卸売を促進していくことが肝要なのではないか**。なお、事業者の判断として、組織形態を変化させることについては、妨げるものではない。

(参考) 第64回小委員会 (2023年8月8日) の議論抜粋 (発販分離関連)

○大橋委員

資料7の長期卸の販売と条件解除についてですけれども、その時々を経済環境に応じて、各社の判断に基づいてこうしたものを行うという方向性と理解しました。小売との契約条件が各社で違うということもあるようですので、長期卸の販売が特定の事業者のみにメリットとなることがないように、拠出元の企業の自主性をある程度確保しつつ、公平な競争環境の整備につながる形になる場合に限って規制を入れるというふうを考えていくべきなのかなと思います。発販分離が長期と短期をうまく組み合わせた安定供給を実施するポートフォリオになることが必ずしも確実にないということを考えると、今回の取組をまずしっかり進めていくことで、最適な電源ポートフォリオを再形成していくということが求められるのかなと思います。発販分離も所有権分離も同様ですけれども、形式上の解決策に見える手段が実態としてどのような影響を持ち得るのかということについての実証的な議論がこれらの課題を検討する段が来れば必要なのかなというふうに思っています。

(参考) 論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備

- 2016年の小売全面自由化においては、広域メリットオーダーや新電力の電源調達の円滑化等の観点から卸電力市場における取引の拡大が競争活性化策における大きな柱であった。2013年から開始した大手電力の余剰電力全量の限界費用入札に加え、小売全面自由化以後においてグロスビディング、間接オークションの導入など施策を講じた結果、スポット市場の取引量は総電力需要に対し、2%から40%程度に上昇し、価格も低廉に推移。また、新電力は多くの電気をスポット市場から調達し、それを低廉な価格で需要家に販売することで、新電力のシェアは20%以上に上昇した（資料3を参照）。
- 但し、2020年度冬期のスポット市場価格の高騰や海外情勢の変化による燃料価格の高騰によるスポット市場価格の高騰等もあり、2021年半ば頃から、特高・高圧を中心にシェアが下落。市場高騰の中で、事業停止や退出、急激な料金値上げ等を行う事例も見られた。スポット市場に過度に依存した形での電源調達におけるリスクが顕在化した。
- また、2019年頃までのスポット市場の流動性の拡大と市場価格の下落もあり、電源投資や長期契約での燃料調達の不透明性が拡大し、結果、供給力の安定的な確保に関する課題も生じたところ。
- 一方、卸電力市場における取引拡大のための施策に加えて、電源アクセス環境の整備を一層進める観点から、常時BUの他、2019年度にベースロード市場を開設し、2020年度から大手電力による内外無差別な卸売りに関するコミットメントなどの施策を進めてきたところ。これらの施策を通じて、大手電力から新電力への卸売り（※1）は2020年度に300億kWh程度だったものが、2022年度（見積値）は800億kWh程度に増加した。また、内外無差別な卸売りに関しては、相対取引に加え、オークション形式の取引やブローカー経由の取引等、様々な取引形態が出現。この評価については、今後、電力・ガス取引監視等委員会において、フォローアップがなされる予定であるが、電源アクセス環境自体の改善は、進んでいるものと考えられる。
（※1）通常の卸取引に加え、常時BUやベースロード市場での取引を含む。

(参考) 論点①：競争と安定を両立する市場・取引環境の整備（続き）

第61回電力・ガス基本政策小
委員会（2023年4月27日）
資料4より抜粋

- 一方、内外無差別な卸取引における契約期間は1年ものが太宗を占めている点や、転売禁止の条項やエリア需要を持つ小売電気事業者のみへの販売など、いくつか検討すべき論点も出てきているところ。
- また、スポット市場の価格に応じて拡大・縮小を繰り返すような形ではなく、長期を見据えて安定的に事業展開を行う小売電気事業者を増やすには、短期的な電源調達でなく、長期的な取引も含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築が小売電気事業者にとって求められるのではないか。また、発電事業者にとっても、安定的な電源維持・投資や長期での燃料調達も含めたバランスの取れた燃料調達の観点からは、長期取引も含めたバランスの取れたポートフォリオの構築が求められるのではないか。
- 上記観点から、競争と安定を両立する市場・取引環境の整備のためにどのような施策が考えられるか。とりわけ、大手電力が電源の太宗を占めている現状において、電源アクセス改善のために、取引のプロセスや条件、期間等はどうあるべきか。
- また、長期取引を含めた競争力の高く、安定的なポートフォリオの構築を、より透明性や公正性を高くして行う観点から、発電・小売事業の運営上の規律や仕組みなど、その在り方はどうあるべきか。